

公 告

公募型プロポーザル方式により事業の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年8月22日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 委託事業の概要

(1) 委託事業名

鳥取市デジタル人材育成・活用プログラム実践事業各種広報活動業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間において受託者との協議により決定した期間

(3) 実施場所

鳥取市内

(4) 委託事業の内容

「鳥取市デジタル人材育成・活用プログラム実践事業各種広報活動業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 契約上限額

金5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、1に掲げる事業を実施しようとする者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす単体企業とする。

（参加資格等の確認基準日は、令和7年8月22日とする。）（公告の日）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は破産手続中の者でないこと。
- (5) この公告の日以後契約を締結するまでの間において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がある者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (7) 鳥取県内に本店若しくは営業所を有する者又は製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有する者であるとともに、その資格区分が「役務」の「広報」に登録されてい

る者であること。

3 実施要領等の配布に関する事項

(1) 配布期間（掲載期間）

令和7年8月22日（金）午前8時30分から令和7年9月9日（火）午後5時まで

(2) 配布方法

鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp/>）上で配布

(3) 配布物（掲載ファイル）

ア 鳥取市デジタル人材育成・活用プログラム実践事業各種広報活動業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 仕様書

ウ 鳥取市デジタル人材育成・活用プログラム実践事業各種広報活動業務委託業者選定審査要領（以下「選定審査要領」という。）

4 企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

5 選定方法

鳥取市デジタル人材育成・活用プログラム実践事業各種広報活動業務委託に係る公募型プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、選定審査要領における評価項目に基づき総合的に審査し順位付けを行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を最優秀受託候補事業者として選定する。参加事業者が5事業者を超える場合には、企画提案書等のみによる審査（以下「1次審査」という。）を実施し、上位と評価された5事業者によりプレゼンテーション審査（以下「2次審査」という。）を行う。

なお、事業応募者が1事業者のみであった場合であっても、2次審査を行った上で、一定の基準を満たした者を最優秀受託候補事業者として選定する。

6 契約の締結等

本事業の委託契約については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）に基づき、実施要領に定めるところにより、見積額の範囲内で最優秀受託候補事業者と締結する。

7 その他

その他詳細は、実施要領による。

8 担当部課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市経済観光部 企業立地・支援課（鳥取市役所本庁舎4階48番窓口）

電話：（0857）20-3225 ファクシミリ：（0857）20-3947

電子メール：ricchi@city.tottori.lg.jp